急雇用安定助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、実習型試行雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、育児休業取得促進等助成金、建設業新分野教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、高年齢者共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、中小企業緊急雇用安定助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、実習型試行雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、育児休業取得促進助成金、建設業新分野教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金は支給しないものとする。

4　第一項の規定にかかわらず、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、支給しないものとする。

附則第十七条の五の二第三項第一号ロ中「作成し」を「都道府県労働局長に対して提出し」に改め、同条第四項第一号ロ中「受けた者は」を「受けた者を」に改め、同号ニ中「(1)」を「ロ」に改め、同条第五項中「事業協同組合等雇用促進事業助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）」を加え、同条第六項中「事業協同組合等雇用促進事業助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金」を加え、同条第七項中「、求職活動等支援給付金、特定求職者雇用開発助成金」を「特定求職者雇用開発助成金」に改め、同条第八項中「求職活動等支援給付金、特定求職者雇用開発助成金」を「特定求職者雇用開発助成金」に改め、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金」を加え、「又は特例子会社等設立促進助成金」を「、特例子会社等設立促進助成金又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」に改め、同条第八項中「求職活動等支援給付金、特定求職者雇用開発助成金」を「特定求職者雇用開発助成金」に改め、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金」を加え、「又は特例子会社等設立促進助成金」を「、特例子会社等設立促進助成金又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」に改め、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

附則第十七条の六を次のように改める。

第十七条の六　削除

附則第十七条の七第一項中「、平成二十二年三月三十一日までの間においては、同項第二号イ中「三分の一」とあるのは「二分の一」とし」を削り、「同号」を「同項第二号」に改め、同条第四項を削る。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第二条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第百二条の五第一項に規定する求職活動等支援給付金（同条第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、同令」を削り、「地方再生中小企業創業助成金」を「地域再生中小企業創業助成金、同項に規定する雇用創造先導的創業等奨励金、同項に規定する地域貢献活動雇用拡大助成金」に改め、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、同項に規定する精神障害者雇用安定奨励金（同条第七項第一号ロの雇入れに係るものに限る。）」を加え、「又は同令附則第十七条の四の五に規定する特例子会社等設立促進助成金」を「、同令附則第十七条の四の三に規定する特例子会社等設立促進助成金又は同条に規定する障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改める。

第三十八条の表雇保則第百十六条第三号に規定する事業主（同号イに規定する事業主にあっては、当該制度を最初に利用した労働者が生じた日から起算して五年の期間を経過していないものであって、一の事業主における育児・介護雇用安定等助成金（同号イに規定する事業主に対するものに限る。）の支給の対象となる労働者の数が十人を超えないものに限る。）の項中「同号イに規定する事業主にあっては、」及び「であって、一の事業主における育児・介護雇用安定等助成金（同号イに規定する事業主に対するものに限る。）の支給の対象となる労働者の数が十人を超えないもの」を削り、同項各号を次のように改める。

一　雇保則第百十六条第三号ハ(1)に規定する事業主　次のイ及びロに定める額	
イ　同号ハ(1)の被保険者が最初に生じた場合	百万円
ロ　同号ハ(1)の被保険者が二番目から五番目に生じた場合	八十万円
二　雇保則第百十六条第三号ハ(2)に規定する事業主　次のイ及びロに定める額	
イ　同号ハ(2)の被保険者が最初に生じた場合	五十万円
ロ　同号ハ(2)の被保険者が二番目から十番目に生じた場合	四十万円
三　雇保則第百十六条第三号ハ(3)に規定する事業主　次のイ及びロに定める額	
イ　同号ハ(3)の被保険者が最初に生じた場合	四十万円
ロ　同号ハ(3)の被保険者が二番目から十番目に生じた場合	十万円

（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第四号中「十万円」を「十五万円」に、「十五万円」を「二十万円」に改める。

（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第五条　独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「及び建設事業主団体雇用改善推進助成金及び建設業人材育成支援助成金」に改め、同条第五項第二号イの表普通職業訓練の項及び高度職業訓練の項中「四千四百円」を「五千四百円」に改め、同号ロ中「五千円」を「七千円」に改め、同条第六項第四号ロ中「五千円」を「七千円」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　建設業人材育成支援助成金は、第一号に該当する中小建設事業主の団体又は連合団体に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）又は同法第百二十四条に規定する専修学校（以下この号において「学校等」という。）の児童、生徒又は学生（以下この号において「学生等」という。）に対して行う建設事業に対する関心及び理解の増進若しくは学生等の建設事業への就業に必要な能力（以下この号において「職業能力」という。）の開発及び向上を図るための事業又は学校等の教員に対して行う建設事業に対する関心及び理解の増進若しくは学生等の職業能力の開発及び向上の促進を図るための事業として厚生労働大臣が定める事業を行うための計画を機構に対して提出し、認定を受けた中小建設事業主の団体又は連合団体であって、当該計画に基づいて事業を行うものであること。

二　一の事業年度につき、当該事業に要した経費のうち厚生労働大臣が定める経費の三分の二に相当する額（その額が八百万円を超えるときは、八百万円）